

愛顔つなぐえひめ国体伊予市弁当調製施設選考基準

(平成28年2月3日 第2回宿泊衛生専門委員会決定)

1 愛顔つなぐえひめ国体に対する理解と協力

愛顔つなぐえひめ国体及び競技別リハーサル大会(以下「大会」という。)に理解があり、愛顔つなぐえひめ国体伊予市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が行う弁当調達業務に対し協力的であること。

2 営業条件

食品衛生法等の関係法令の規定による営業許可を受け、伊予市内に製造所又は事業所を有する弁当調製施設であること。ただし、所在地における要件については、必要と認める場合はこの限りでない。

3 施設の衛生管理

- (1) 調査時点において、過去3年間食中毒発生の事故歴がないこと。
- (2) 食品衛生監視票の採点が、調査時点で80点以上であること。
- (3) 検査食の保管が可能であること。(弁当1つを、マイナス20℃以下の冷凍庫で2週間以上保管すること。)
- (4) 調理・配送従事者等全員に対し、大会開催前の1カ月以内に検便を実施すること。(検査項目:赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌O-157)なお、実行委員会が必要と認めた場合は、ノロウイルスの検便も実施すること。
- (5) 食品賠償保険等に加入していること。

4 施設の調製能力

- (1) 調製可能最大数が、曜日に係わりなく1回200食以上であること。
- (2) 原則として、前日の午後6時までの発注で、当日の午前零時以降に製造を開始し、午前11時の納入が可能であること
- (3) 単価に応じた調製及び実行委員会が提示するメニュー等の要望に柔軟な対応が可能であること。
- (4) 栄養バランス・カロリー等に配慮した献立の提供が可能であること。
- (5) メニューの日替わりが、5日以上可能であること。

5 施設の対応能力

- (1) 冷蔵車等（温度調節が可能なもの）による配達ができ、納入場所において弁当引換時間中（2時間程度）の待機が可能であること。
- (2) 配達同日に弁当容器の回収が可能であること。
- (3) 弁当付属品として、お茶・割り箸・爪楊枝・お手拭き及び持ち運び用ビニール袋等の納入ができること。
- (4) 事前に弁当献立、試食弁当（サンプル）及びその写真の提供が可能であること。

6 信用状況

- (1) 原則として、3年以上の営業実績があること。
- (2) 食品に関する法令諸規定が遵守されていること。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当の調達に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当の調達については、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、平成28年2月3日から施行する。